

世田谷区空家等の対策の推進に関する条例等の施行に関する規則

平成28年3月8日規則第40号

改正

令和3年3月31日規則第75号

令和5年12月11日規則第123号

世田谷区空家等の対策の推進に関する条例等の施行に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、世田谷区空家等の対策の推進に関する条例（平成28年3月世田谷区条例第19号。以下「条例」という。）及び空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(安全代行措置)

第2条 条例第8条第1項の規定による必要な措置の代行の依頼は、安全代行措置依頼書（第1号様式）を区長に提出することにより行うものとする。

2 区長は、安全代行措置依頼書の提出を受けたときは、前項の措置の代行をするか否かを決定し、当該措置に係る特定空家等の所有者等に安全代行措置可否決定通知書（第2号様式）によりその旨を通知するものとする。

3 区長は、前項の規定により第1項の措置の代行をする旨を通知したときは、あらかじめ、当該措置に係る特定空家等の所有者等に安全代行措置同意書（第3号様式）を提出させるものとする。

4 区長は、条例第8条第2項の規定により第1項の措置の代行をしたときは、当該措置に係る特定空家等の所有者等に安全代行措置実施完了通知書（第4号様式）によりその旨を通知するものとする。

(緊急措置)

第3条 条例第9条第2項の規定による通知は、緊急措置実施結果通知書（第5号様式）により行うものとする。

一部改正〔令和5年規則123号〕

(緊急代執行)

第4条 条例第10条において準用する条例第9条第2項の規定による通知は、緊急代執行実施結果通知書（第6号様式）により行うものとする。

追加〔令和5年規則123号〕

(その他の様式)

第5条 次の表の左欄に掲げる規定の施行について必要な書類は、同表の右欄に掲げるとおりとす

る。

法第9条第3項	立入調査実施通知書（第7号様式）
法第9条第4項	国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年国土交通省令第68号）別記様式
法第22条第7項	意見聴取会開催通知書（第8号様式）
法第22条第13項	標識（第9号様式）

一部改正〔令和3年規則75号・5年123号〕

（委任）

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

一部改正〔令和5年規則123号〕

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第75号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年12月11日規則第123号）

（施行期日）

1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第7号様式の規定に基づき作成され、交付されている立入調査員証は、国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年国土交通省令第68号）別記様式の規定に基づき作成され、交付されている身分証明書とみなす。

3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第9号様式の規定に基づき作成され、設置されている標識は、この規則による改正後の第9号様式の規定に基づき作成され、設置されている標識とみなす。

世田谷区長 へ

依頼者 住所
氏名

安全代行措置依頼書

世田谷区空家等の対策の推進に関する条例第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり必要な措置の代行を依頼します。

記

1 対象となる特定空家等

所在地

用途

所有者等の住所及び氏名

2 措置の内容

3 自ら措置を講じることができない理由

あて

世田谷区長名 印

安全代行措置可否決定通知書

年 月 日付で依頼がありました世田谷区空家等の対策の推進に関する
条例第8条第2項の規定による必要な措置の代行について、下記のとおり決定したので、
通知します。

記

1 対象となる特定空家等

所在地

用途

所有者等の住所及び氏名

2 措置の代行の可否

代行します。

措置の内容；

措置に要する費用の額（概算）；

代行しません。

理由；

世田谷区長 あて

同意者 住所
氏名

安全代行措置同意書

世田谷区空家等の対策の推進に関する条例第8条第2項の規定に基づき世田谷区が代行する必要な措置について、下記の内容で同意します。

また、必要な措置の代行後、当該措置に要した費用の額を滞りなく納付します。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者等の住所及び氏名

- 2 措置の内容

- 3 措置に要する費用の額（概算）

あて

世田谷区長名 印

安全代行措置実施完了通知書

世田谷区空家等の対策の推進に関する条例第8条第2項の規定による必要な措置の代行が完了したので、下記のとおり通知します。

つきましては、当該措置に要した費用の額を滞りなく納付してください。

記

1 対象となる特定空家等

所在地

用途

所有者等の住所及び氏名

2 代行した措置の内容

3 措置の代行が完了した日

年 月 日

4 措置に要した費用の額

あて

世田谷区長名 印

緊急措置実施結果通知書

下記のとおり、世田谷区空家等の対策の推進に関する条例第9条第1項の規定に基づき、危害を回避するための必要な措置を講じたので、通知します。

記

1 措置を講じた空家等

所在地

用途

所有者等の住所及び氏名

2 措置を講じた日時

年 月 日（ ）午前・午後 時から午前・午後 時まで

3 講じた措置の内容

4 措置を講じた理由

あて

世田谷区長名 

緊急代執行実施結果通知書

下記のとおり、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第11項の規定に基づき、緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置を講じたので、通知します。

記

1 措置を講じた特定空家等

所在地

用途

所有者等の住所及び氏名

2 措置を講じた日時

年 月 日（ ）午前・午後 時から午前・午後 時まで

3 講じた措置の内容

4 措置を講じた理由

追加〔令和5年規則123号〕

あて

世田谷区長名 印

立 入 調 査 実 施 通 知 書

空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づき立入調査を実施するので、同条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 対象となる空家等と認められる場所

所在地

用途

所有者等の住所及び氏名

2 立入調査を実施する日時

年 月 日（ ）午前・午後 時から

3 立入調査を実施する理由

あて

世田谷区長名 印

意見聴取会開催通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第6項の規定に基づき意見の聴取を行うため、同条第7項の規定に基づき、下記のとおり通知しますので、出席してください。

記

1 対象となる特定空家等

所在地

用途

所有者等の住所及び氏名

2 命じようとする措置の内容

3 意見の聴取を行う日時

年 月 日（ ）午前・午後 時 分

4 意見の聴取を行う場所

下記のとおり、特定空家等の所有者等に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第3項の規定に基づき必要な措置をとることを命じた。

年 月 日

世田谷区長名

記

1 対象となる特定空家等

所在地

用途

2 命じた措置の内容

3 命じた措置をとる期限

年 月 日

4 命じた理由

5 命令に関する責任者

注 この標識は、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第13項の規定に基づき設置したものである。